\bigcirc	\bigcirc
○ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)————	○ 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)(抄)
	抄) ————————————————————————————————————

新旧対照条文

0

生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

(略) (略)		「支払うべき費用であ 攺令で定める者 れ同表の下欄に掲げる者とする。	、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞ	の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は	人を含む。)が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次	育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見	第三条 法第三十七条の二に規定する被保護者 (同条に規定する教	(保護の方法の特例)	2 · 3 (略)	務を他の保護の実施機関に委託することができる。	十九条第五項の規定により、当該要保護者に係る保護に関する事	実施機関に委託して行うことが適当であると認めるときは、法第	いう。)は、要保護者との連絡上保護に関する事務を他の保護の	する保護の実施機関(以下この条において「保護の実施機関」と	第一条 生活保護法(以下「法」という。)第十九条第四項に規定	(保護に関する事務の委託)	改正案
(略) (略)	るも	支払うべき費用であ 政令で字		相当する金銭について、それぞ	条に規定する政令で定める者は、	あつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、	第三条 法第三十七条の二に規定	(保護の方法の特例)	2・3 (略)	の保護の実施機関に委託することができる。	第五項の規定により、当該要保	実施機関に委託して行うことが	いう。)は、要保護者との連絡	する保護の実施機関(以下この	第一条 生活保護法(以下「法」	(保護に関する事務の委託)	現
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	政令で定める者		ついて、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。	い、同表の上欄に掲げる費用の額に	いの表の上欄に掲げる費用とし、同	法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用で			ことができる。	当該要保護者に係る保護に関する事務を他	実施機関に委託して行うことが適当であると認めるときは、同条	要保護者との連絡上保護に関する事務を他の保護の	する保護の実施機関(以下この条において「保護の実施機関」と	生活保護法(以下「法」という。)第十九条第四項に規定		行

も の 置する者が徴収する 和二十六年法律第四 法第三十一条第三項 の通学する学校を設 法第三十二条第二項 係るもの よる貸付金の償還に 金を融通する事業に 無利子又は低利で資 生計困難者に対して 項第七号に規定する 十五号) 第二条第二 払うべき費用であつ る保護金品により支 の規定により交付す であって、 より支払うべき費用 のための保護金品に に規定する教育扶助 略 社会福祉法 被保護者 (昭 る者 当該被保護者の通学する学校を設置す (略) 略

合を含む。)、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号(同条第四項(法第四(法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律)

(略)	(新設)	係るもの	よる貸付金の償還に	金を融通する事業に	無利子又は低利で資	生計困難者に対して	項第七号に規定する	十五号)第二条第二	和二十六年法律第四	て、社会福祉法(昭	払うべき費用であつ	る保護金品により支	の規定により交付す	法第三十一条第三項
(略)	新設)													(略)

合を含む。)、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号(同条第四項(法第四(法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律)

第六条 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、 第四条の三 法第五十一条第二項第八号 (法第五十四条の二第五項 第十一条 第六条の二 法第五十四条の 収額の徴収を受ける者の見やすい方法により公表しなければなら たときは、 項から第三項までにおいて同じ。 同 の表のとおりとする。 る政令で定める法律は、 及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定す る政令で定める法律は、 及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定す て同じ。 という。 ~三十五 (法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律) (返還額等の収納の委託) (介護扶助に関する読替え) 1項に規定する返還額をいう。 次の表のとおりとする。 略 略 都道府県又は市町村 又は徴収額(同項に規定する徴収額をいう。以下この その旨を告示し は、 (略 (略) 法第七十八条の三第 (略) 略 次のとおりとする。 次のとおりとする。 二第六項の規定による技術的読替えは カュ (以下この条において 以下この項から第三項までにおい の収納の事務を私人に委託し 返 略 略 還額を返還すべき者又は徴 項の規定により返還額 「都道府県等 次 第六条の二 第六条 第四条の三 (新設) 及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定す る政令で定める法律は、 及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定す の表のとおりとする。 る政令で定める法律は、 一~三十二 (略) -〜 三 十 五 (介護扶助に関する読替え) (法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律) 略 次の表のとおりとする。 略 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読替えは、 法第五十一条第二項第八号(法第五十四条の二第四項 法第五十四条の (略) 略 略 次のとおりとする。 次のとおりとする。 一第五項の規定による技術的読替えは 略 略

次

ない。

取扱金融機関に払い込まなければならない。

取扱金融機関に払い込まなければならない。

取扱金融機関に払い込まなければならない。

取扱金融機関に払い込まなければならない。

取扱金融機関に払い込まなければならない。

取扱金融機関に払い込まなければならない。

務について検査することができる。
は、都道府県等は、当該委託に係る返還額又は徴収額の収納の事の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときる。
法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納

私人に委託する場合について、それぞれ準用する。 三項の規定によりこれらの規定に規定する返還額の収納の事務を 前三項の規定は、都道府県等が法第七十八条の三第二項又は第

(大都市等の特例)

2 (略)

第十三条 (略) (町村の一部事務組合等)

2 (略)

第十一条 (略) (町村の一部事務組合等

(大都市等の特例)

第十条の二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五 第二十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に 大号)第百七十四条の二十九第一項の規定により、指定都市が処理 おいて、法第八十四条の二第一項の規定により、指定都市が処理 のおに都市(以下「指定都市」という。)に 第十条の二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五

第十四条 (略)

第十二条 (略)

傍	
線	
部	
分	
は	
改	
正	
部	
分	
$\overline{}$	

改正案	現
(生活保護に関する事務)	(生活保護に関する事務)
第百七十四条の二十九(略)	第百七十四条の二十九(略)
2 前項の規定は、特に必要がある場合において、都道府県知事が	2 前項の規定は、特に必要がある場合において、都道府県知事が
生活保護法第五十四条第一項(同法第五十四条の二第五項及び第	生活保護法第五十四条第一項(同法第五十四条の二第四項及び第
五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による事	五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による事
務を管理し及び執行することを妨げるものではない。	務を管理し及び執行することを妨げるものではない。
3~6 (略)	3~6 (略)